

	質問内容	回答
	<b>【概要】</b>	
1	割引対象地域の旅行会社からの予約が、県民一家族一旅行割引適用の予約であるかの確認方法を教えてください。	割引対象地域内の旅行会社が発行し、お客様と手交する宿泊バウチャーまたは宿泊クーポン等の書面に「割引証明印」が押印されているかをチェックイン時にご確認ください。
2	割引対象となる栃木県を含む対象の県はどこが対象となりますか。	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県が対象となります。
3	なぜ東京都（関東ブロック内）は対象にならないのですか。	東京都においては、感染状況を慎重に見極めており、協議が整っていないためです。
4	宿泊予約サイト（OTA事業者）からの予約が、県民一家族一旅行割引適用の予約であるかの確認方法を教えてください。	宿泊予約サイト（OTA）事業者からの予約内容で、県民一家族一旅行割引クーポンが適用されているかご確認ください。
5	企業の出張案件等のビジネス利用は適用可能ですか。	ビジネス目的での利用は対象とはなりません。 また、そのため法人名等での領収書の発行もできません。
6	旅行会社や宿泊予約サイト（OTA）と契約していない（手数料が高い）のですが、どうしたらよいですか。	次の2つの方法がございます。 ①STAYNAVIにご登録いただくことで、宿泊施設への直接予約を受けることができます。詳しくは、運用マニュアルをご確認ください。 ②（株）全旅の「全旅クーポン」のご契約を行うことで栃木県内の旅行会社からのご送客契約が可能となります。手数料率も宿泊施設様の希望により設定することが可能となります。「全旅クーポン」詳細については（株）全旅へお問い合わせください。
7	期間中に全国旅行支援が始まった場合、「第3弾 県民一家族一旅行事業」は終了するのですか。	未定です。決定次第、専用ホームページ等でお知らせいたします。
	<b>【居住地確認】</b>	
8	チェックイン時に割引支援対象者が割引対象地域内居住であることを確認した際、対象者の中に割引対象地域以外の居住者がいた場合、手続きはどうしたらよいですか。	割引対象外となります。 なお、割引適用者以外の方には地域限定クーポンをお渡ししないようご注意ください。
9	割引対象地域（栃木県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県）内居住者であっても、免許証等の住所変更を行っていない場合は、どのように確認を行いますか。	住所変更を行う前の免許証等と現住所宛の郵便物等の提出を求め、本人確認を行ってください。
10	お客様がチェックイン時に居住地を証明する書類忘れた場合、後日の提示でも可能か。	チェックイン時に居住地が証明できる書類の提示が必須となります。当日持参を忘れた場合、割引の適用ができないので割引代金分の差額徴収をお願いいたします。また、この場合、地域限定クーポンのお渡しもできません。
	<b>【ワクチン接種歴の確認について】</b>	
11	ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要ですか。	原本以外にも、原本を撮影した画像や写し（コピー）、アプリの画面等での提示も可能です。ただし、本人のものに限ります。そのために本人確認ができる身分証明書の提示も併せて必要となります。宿泊予約サイト（OTA）で予約された場合、宿泊施設においてチェックイン時に必ず確認しますのでご持参ください。
12	ワクチン接種歴の提示に携帯アプリでもよいですか。	国の新型コロナワクチン接種証明書アプリや「ぐんまワクチン手帳（アプリ）」での提示で確認可能です。
13	確認書類の持参忘れ（提示できない）の場合に後日の提示で認められますか。	後日の提示は認められません。
14	ワクチン接種歴の証明を必要としない場合はありますか。	同居する親等の監護者が同伴する場合、12歳未満のお子様は検査不要です。また、学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は要件としません。
15	ワクチン接種歴の証明の確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出する必要はありますか。	確認は目視のみで結構です。
16	検査費用は割引対象とすることができますか。	旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、割引の対象とはなりません。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用（例：PCR検査付きツアー）については、割引の対象とすることが可能です。
17	チェックイン時にワクチン接種歴の証明、PCR検査等の検査結果通知書を忘れた場合、後日の提示でも可能ですか。	チェックイン時にワクチン接種歴の証明または抗原定性検査またはPCR検査等（抗原定量検査を含む）の検査結果通知書等の提示が必須となります。当日持参を忘れた場合、割引の適用ができず現地にて割引代金分の差額徴収をお願いいたします。また、地域限定クーポンのお渡しもできません。
18	ワクチン接種歴の証明による割引条件を満たさない場合とは具体的にどのようなことですか。	下記のケースが想定されます。 いずれの場合も割引適用外となります。通常料金をお支払いください。 ・検査結果が陽性 ・判定結果が「判定不能」であった場合 ・確認書類の持参忘れ（提示できない） ・ワクチン3回目接種を終えていない ・検査結果通知書の有効期限が切れている（PCR検査等は検体採取日+3日、抗原定性検査は検体採取日+1日が有効期限）

	質問内容	回答
19	検査結果が陽性になった場合、どのようにしたら良いですか。	最寄りの医療機関または「受診・ワクチン相談センター」を紹介するなど、必ず受診を促してください。
20	同行者の検査結果が陽性であり、旅行者自身が濃厚接触者と考えられる場合、どのようにしたら良いですか。	必ず最寄りの医療機関または「受診・ワクチン相談センター」に相談するよう、促してください。
21	同居する12歳未満の子どもがおりますが、同行する両親のうち片親だけ割引対象とならない場合（例：ワクチン未接種かつ検査未受検等）でも子どもは割引対象となりますか。	割引対象となりません。同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は検査不要ですが、 <u>同行する同居家族全員が割引対象者であることが条件となります。</u>
22	本事業における「ワクチン・検査パッケージ」の取扱いはどのようになっていますか。	本事業で取り扱う「ワクチン・検査パッケージの運用」については、観光庁の定める利用条件の変更に準じ、ワクチン接種歴や検査について、「ワクチンを3回接種済であることまたは抗原定性検査またはPCR検査等（抗原定量検査を含む）による陰性証明（検査結果）の確認」が必要になります。
23	自費で購入した抗原検査キット（抗原簡易キット）での検査による検査結果は有効か。	抗原検査を検査管理者の立ち会い・管理下において実施し、陰性であった場合は有効な検査結果となります。 【例：宿泊旅行にて抗原簡易キットを利用する場合】 宿泊可能となるケースは旅館受付等の方が、検査管理者の資格を持っており（研修を受講していることが条件）その場で立ち会いのもと、検査して陰性であった場合は、宿泊可能となります。
<b>【地域限定クーポン】</b>		
24	関東エリアの県民が追加になることに伴って、地域限定クーポン券の利用範囲も関東エリアに広がるのですか。	地域限定クーポン券の利用範囲はこれまでどおり事務局から承認を得た栃木県内の地域限定クーポン加盟店のみとなります。
25	地域限定クーポンが使用できないケース（店舗側として拒否できるケース）を教えてください。	半券が切り取られている場合や地域限定クーポンの偽造・変造・模造が疑われる場合、有効期限が切れている場合、旅行開始日の日付がない等の場合に地域限定クーポンとして使用することができません。
26	地域限定クーポンの開始日記入はスタンプまたは印刷等でも可能ですか。	事務局ではスタンプを用意しておりませんが、宿泊施設保有のスタンプ等があればそれをご利用いただくことは問題ありません。なお間違っして記入してしまった場合は無効とし、新たに別のクーポンをご使用ください。日付を間違っして記入したり修正液等で書き直したりした地域限定クーポンは無効となります。
27	素泊まり予約でチェックインし、当日追加した食事代を地域限定クーポンで支払うことは可能ですか。	当該宿泊施設の飲食店が地域限定クーポン取扱店舗として登録をしていれば可能です。
28	地域限定クーポンを別途、日帰りの着地型オプションツアー料金に使用することは可能ですか。	ツアー代金に充当することはできません。オプションツアー内にクーポン取扱店がある場合、当該店舗での使用は可能です。
29	お客様へお渡しした地域限定クーポン番号の管理方法を教えてください。	【様式第5号】地域限定クーポン配付実績報告書に、お渡しした地域限定クーポン番号を記載し、保管してください。
30	地域限定クーポンの枚数を間違っしてお客様へ渡してしまった場合、どうしたらよいですか。	多く渡してしまった場合はお客様からの回収を、少なく渡していた場合は追加でのお渡しをお願いします。
31	地域限定クーポンの旅行開始日及び旅行終了日を誤っして記入してしまった場合、どうしたらよいですか。	当該地域限定クーポンは無効となります。書き直してお客様に渡すことのないようお願いいたします。新たな地域限定クーポンに正しい日付を記入の上、お客様にお渡しください。
32	汚損・誤記入した地域限定クーポンの取扱方法を教えてください。	事業終了まで、一旦宿泊施設様で保管してください。汚損・誤記入した地域限定クーポンの券番を控える必要はありませんが、間違っしてお客様にお渡しすることのないようお願いいたします。当該地域限定クーポンや事業終了後に余った地域限定クーポンの事務局への返送方法等に関しては改めてご案内させていただきます。
33	地域クーポン券を紛失してしまった場合、どうしたらよいですか。	事務局へご連絡ください。
34	地域限定クーポンが足りなくなった場合、どうすればよいですか。	事務局へご連絡ください。追加で発送いたします。なお、ご連絡をいただいてから到着までに日数を要しますので、在庫状況を見ながら早めにご連絡いただくようお願いいたします。
35	地域限定クーポンの取扱店舗に登録したいが、手続きを教えてください。	「第3弾 県民一家族一旅行」専用ホームページに募集要領を掲載しています。ホームページをご覧ください、事務局に申請書類等をお送りください。
36	地域限定クーポン加盟店登録店舗への参加申請期限はありますか。	事業実施期間中は、随時受け付けております。
37	「とちまる安心認証」取得まで3週間～4週間ほどかかるようですが、それまで県民一家族一旅行への参加登録はできないのですか。	地域限定クーポン取扱店舗への登録申請の際に、「とちまる安心認証」制度への申請意向を示していただければ、登録手続きを進めますので、「第3弾 県民一家族一旅行」専用ホームページによる手続きをお願いします。
38	「とちまる安心認証」を取得できなかった場合、どうすればよいですか。	地域限定クーポンの取扱店に登録いただいた店舗は、「とちまる安心認証」を取得することが条件となっておりますので、基準を満たし、認証が取得できるよう速やかに改善をお願いします。
39	宿泊施設において、宿泊者に宿泊代と別に費用が発生する食事（昼食等）を提供する際に、地域限定クーポンを使用できますか。また、「とちまる安心認証」を取得する必要がありますか。	食事を提供する対象者が宿泊者であっても、地域限定クーポンを使用する場合は、宿泊施設内の飲食店において「とちまる安心認証」を取得し、地域限定クーポン取扱店として登録していただく必要があります。
40	宿泊施設において、宿泊者以外の者に食事を提供する場合、「とちまる安心認証」を取得する必要がありますか。	地域限定クーポン取扱店（飲食店）として登録する場合は、「とちまる安心認証」を取得してください。当該クーポンの利用を想定しない場合は必須条件ではありませんが、認証取得をご確認ください。
41	地域限定クーポンの旅行期間に既に印刷されている「2021年」の記載は訂正して使用して良いですか。	使用可能とします。
42	地域限定クーポンの事業名称が「第2弾 県民一家族一旅行」の記載となるが、「第3弾 県民一家族一旅行事業」においてもこの地域限定クーポンは使用可能ですか。	使用可能とします。 「第2弾 県民一家族一旅行」と記載の地域限定クーポンは正規の地域限定クーポンとして収受してください。

	質問内容	回答
	<b>【新型コロナワクチン接種済証明提示による特典の情報提供】</b>	
43	新型コロナワクチン予防接種済の証明提示による宿泊施設独自の特典は必ず実施しなければいけないですか。	実施を強制するものではなく、必須事項ではありません。
44	新型コロナワクチン予防接種済の証明提示による宿泊施設独自の特典を設けている場合、事務局への報告方法はどのようにすればよいですか。	専用の申請用フォームへ入力・送信をお願いします。 申請フォーム ( <a href="https://forms.office.com/r/wV15i1tpCU">https://forms.office.com/r/wV15i1tpCU</a> )
45	新型コロナワクチン予防接種済の証明提示による特典の情報はどこに表示されますか。	専用ホームページにて特典提供施設様であることと特典内容の概要を表示・掲載させていただきます。
	<b>宿直接予約について</b>	
46	宿直接予約を受け付けるにはどのようにすればいいですか。	STAYNAVIシステムへの登録が必ず必要になります。STAYNAVIシステムを介さない宿への直接予約の割引は適用外となりますのでご注意ください。
47	STAYNAVIシステムへの登録はどのようにすればいいですか。	事業専用ホームページの「STAYNAVI新規登録希望の宿泊施設様の手順」をご参照ください。 ( <a href="https://www.onetravel-tochigi.jp/shukuhaku/info.php">https://www.onetravel-tochigi.jp/shukuhaku/info.php</a> )
48	既にSTAYNAVIシステムへ登録している場合、新たにSTAYNAVIシステムへ登録する必要はありますか。	新規の登録は不要です。 STAYNAVI管理画面にログインいただき、STAYNAVI管理画面より、第3弾県民一家族一旅行事業の参加・受付状態にある「未設定／参加申請」の設定を「参加申請」に変更して下さい。
49	STAYNAVIシステムの利用方法はどのようにすればいいですか。	事業専用ホームページの「宿泊施設様向けSTAYNAVI利用マニュアル」をご参照下さい。 ( <a href="https://www.onetravel-tochigi.jp/common/file/staynavi-manual.pdf">https://www.onetravel-tochigi.jp/common/file/staynavi-manual.pdf</a> )
	<b>【精算手続き】</b>	
50	精算書類の提出先、提出方法はどのようになりますか。	原則、データでのメール送信による提出とします。 送信先 : <a href="mailto:utsunomiya012@jtb.com">utsunomiya012@jtb.com</a>
51	精算書類の提出期限、振込時期はいつですか。	各月1日から末日までの実績を、原則、翌月10日までにご提出ください。事務局で受領後、内容を審査し適正であれば、月末に事務局から振込みいたします。